

令和8年度農林水産業情報発信強化事業 業務委託仕様書（案）

1 件 名

令和8年度農林水産業情報発信強化事業業務委託

2 目 的

福島県農林水産部職員を対象として、YouTube社の動画共有サービスへ投稿する動画の撮影及び動画編集ソフトによる映像素材の加工・編集に関する手法や専門的知識等の獲得及び向上を図る。また、福島県農林水産部公式 YouTube チャンネルの視聴者の関心を高め、継続的に視聴してもらうための、チャンネルの定期的な分析及び改善の提案を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 委託業務内容

委託業務として、以下（1）～（4）に掲げる業務を行うこと。

（1）基本的な動画撮影手法に係る実地研修の実施

YouTube 投稿用の動画撮影手法に係る実地研修を同一の研修内容により、福島県内の各地域において下記のとおり実施する。なお、実施時期・期間・場所、取材内容等については、協議等により変更する場合がある。

実施時期：契約締結の日から令和8年7月31日

実施場所：会津、中通り、浜通り地域の福島県内各地域における県機関等、福島県が指定する取材先

実施回数：3回（各実施場所で1回ずつ実施するものとする）

実施期間：各回1日間

受講人数：各回最大40名程度

研修内容：取材先において、人物や生産物等の被写体に対する基本的な撮影技法について指導を行う。なお、受講者は動画撮影・編集の経験者及び未経験者の双方を対象と想定する。

使用機材：カメラ（GoPro、ハンディカム）を想定することとし、受講者が使用する機材は福島県が準備する。

（2）基本的な映像素材の編集に係る研修の実施

（1）で撮影した素材、もしくは用意した映像を素材とし、専用の動画編集ソフトを用いて編集方法に関する研修を同一の研修内容により、福島県内の各地域において下記のとおり実施する。なお、受講者の編集に係る機材並びに実施場所におけるスクリーン及びプロジェクターは福島県が準備するものとする。

実施時期：契約締結の日から令和8年7月31日

実施場所：会津、中通り、浜通り地域の福島県内各地域における県機関等、福島県が指定する場所

実施回数：3回（各実施場所で1回ずつ実施するものとする）

実施期間：各回1日間

※ 原則として（１）の各実施回の翌日とする。

受講人数：各回最大 40 名程度

研修内容：指定した場所において、専用動画編集ソフト（VideoProcVlogger）を用いて基本的な映像素材の加工・編集技術について指導を行う。

想定機材：PC（OS-Windows10 以上、CPU-IntelCorei5 相当、メモリ 8GB 以上）、

（３）応用的な動画撮影手法及び編集等に係る研修の実施

（１）、（２）の研修内容及び当部の YouTube チャンネルや近年の動画に係る動向を踏まえ、より実践的かつ応用的な手法の獲得に向けた研修を以下のとおり実施する。

実施時期：契約締結の日から令和 8 年 10 月 31 日

※ 原則として（２）の実施後とする。

実施場所：福島県が指定する場所

実施回数：1 回

実施期間：1 日間

受講人数：最大 40 名程度

研修内容：指定した場所において、基本的な動画撮影及び編集手法を踏まえた応用的な撮影技法、加工・編集技術の向上に資するものとし、YouTube における最新のトレンド、視聴者の行動特性を踏まえた動画企画の立て方、構成・演出の考え方等についても取り扱う等、受講者が自ら動画を企画・制作・改善できる能力の向上が図れるものとする。なお、受講者は動画撮影・編集の経験者を対象と想定し、実施手法は参加者が PC や撮影機材を使用する形に限定しない。

（４）福島県農林水産部公式 YouTube チャンネル分析

福島県農林水産部公式 YouTube チャンネル「1400 のネタばらし」について、次の内容の分析を行い、月 1 回の定例打合せ（オンラインまたは対面）により分析結果をもとにした、今後制作する動画のテーマ設定、企画の方向性、構成（タイトル、サムネイル、タグ、概要欄及び動画内容）の具体的な改善提案を行う

- ・ 直近 3 か月に掲載した動画に関するデータ（再生回数、視聴維持率、登録者数、インプレッション、クリック率等）及び各動画の再生回数向上のための構成（タイトル、サムネイル、タグ、概要欄及び動画内容等）の改善提案
- ・ 視聴者層（地域、年齢、性別、再生端末等）
- ・ 類似する他団体・自治体等の YouTube チャンネルとの比較分析

5 成果品

- （１）上記 4 の実施結果をまとめた報告書
- （２）その他、福島県が必要と判断したもの。

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

7 委託業務実施における注意事項

- （１）委託業務実施に当たっては、適宜、福島県と協議し進めること。
- （２）本仕様書に明記されていない事項については、福島県と協議すること。

- (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに福島県担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、福島県担当者と協議し、その指示に従うこと。

8 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら福島県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (3) 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と協議の上、定めることとする。

その他本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。